

成功する経営者



私も税理士資格を取得して20年近くになりました。ぎりぎり40歳代の税理士としては、そこそこ経験がある部類に入ってきたのかもしれませんが。

そんな日々の仕事の中で、関与先の方々と接していると「この人は儲かる」、「この人はイマイチかな」となんとなくわかるようになり、実際関与して数年たつてみると概ね想像通りになります。

事業がうまくいく方とそうでない方、どこが違うのだろうと考えてみるとある一つのこと気づきました。それはなんでしょうか。

「学歴がすべて！ 中学、高校、大学、すべて有名校を卒業すればあなたも年収

1億円！」

「生まれたときから優等生！ 一度も挫折を味わったことがない私の成功物語」

「親が私にかけた学費、留学費はトータル7000万円！ 起業して成功する3つのコツ」、などなど。

このような売り文句の書籍があったら、皆さんは買いますか？ 私は買いません。たぶん誰も読みたいとは思わないでしょう。恵まれた環境、才能があればある程度成功するのは当たり前だからです。しかし現実には、何らかの「取り柄」が多くあったほうが成功する確率が高いのもまた現実です。勉強ができて、聡明で、笑顔が素敵で、ダルビッシュ投手のように体が大きく、難関

国家資格を持っている。親は教育熱心。そのための経済的余力もあり、地域の有力者、有名経営者などとの人脈も広い…。高校を卒業してから一度挫折を味わった、最初に入った会社で自分の限界を知ったなどちょっとした遠回りはあっても、成功する人は、このような素質や才能、能力があり、生まれ持った環境にも恵まれているものです。

しかし、こんな「取り柄がある」人は万人に一人。

私も含めて大多数の才能もなく、素質もなく、後押ししてくれる人など周囲に皆無で、「何の取り柄もない人」が成功するには2パターンしかありません。

それは、

* とんでもない発想力

* とんでもない行動量

の、どちらかです。得てして話題性が高いのは前者。「とんでもないアイデア」、「異常なひらめき」を持っている人です。ステイブジョブズもびっくりするほどの創造主であること。ニュースになるし、メディアにも登場します。そして当然、一般の人は真似できません。他人がやってみても「再現性」など皆無です。

私が企業に勤めていたとき知り合った成功者、税理士としての顧問先の方で実際に成功している経営者のほとんどは後者、そう、「とんでもない行動量」を日々実践している方々です。

「私には何一つ取り柄がない」

「わが社には、何も取り柄がない」

などと嘆くことはありません。そういう場合は、頭で考えるだけではなく、割り切って人よりもたくさん行動することで状況を好転させればよいと思います。誰もができるようなこと、取り立てて話題にも上らないような小さな努力を膨大に積み重ねるの

です。例えば、携帯電話にはすぐに対応し、電子メールへの返信も即座にする、待っているのではなくて、四の五の言わずに相手のところに足を運ぶことを積み重ねるのです。

得てして「取り柄がある」人のほうが、その「取り柄」に依存してしまい、うまくいかなくなるケースはよくあることです。企業も、やたら商品力がある、先代からの歴史やブランド力があると、その「取り柄」=「努力しなくても売れる」に頼ってしまい、行動、挑戦をしなくなります。謙虚でなくなり、変化を嫌うようになります。行動、挑戦と変化を避けたらおしまい。なぜなら、沖縄の変わりやすい天気と同じで、我々が暮らしている社会は激しく変化し続けているので、挑戦しなければ置いて行かれてしまうからです。



税務署からの文書による照会

税務署、国税事務所は、過去に提出された相続税、贈与税申告書について、内容に疑問点がある場合にその内容の見直しを促す文書を平成25年1月以降、納税者へ順次送付しています。この取り扱いは、税法上の「税務調査」ではなく、「行政指導」ですので、指摘があっても当初申告を見直す法律上の義務はないのですが、無視すれば「税務調査」に移行することは必至、という意味で実質的には税務調査と同様と考えるのが無難であると思います。

なお、納税者が行政指導の段階で当初申告の誤りに気づいて修正申告をすれば、これは税務調査着手前の自主的な修正とみなされ、過少申告加算税等の罰金は科されません。

また、見直しを行った結果、修正の必要なしと判断されれば、もちろん修正する必要はありません。この場合は、当初申告に誤りのない理由を国税調査官に説明する必要があります。いわば、濡れ衣状態の疑いを晴らすためには、税法上問題なしという言い分を調査官に対して理路整然と説明することが求められます。

知らないと怖い「交際費」

同族会社の経営者は、会社の経費を交際費として比較的自由に使える立場にあります。しかし、事業のためと思って使ったお金が経費として認められなければ、思わぬ税金を払うことになってしまい、会社の資金繰りにも深刻な影響を与えかねません。

そこで今一度交際費や類似する支出を税務の観点から整理しましょう。

| | 使途秘匿金課税 | 事業に関係ない交際費 | 役員給与（賞与ではない）として拠出 |
|-------------------------------------|--|--|--|
| 具体例 | 法人から支出したが、支払先を一切明かさず、当然に領収書・受領書（商品券等の金券の場合）も存在しないケース | 法人から支出し、支払先、接待先を開示したが、それが事業と関係がないケース。よくあるのが、事業と関係ない個人的な付き合いの経費、事業に関係のない者を名目的に秘書などにして、お手当を給与として法人から支給するケース。 | 単なる給与。もらった給与をキックバックとして誰に払おうが、パチンコをしようが、好きな人にお手当をあげようが個人の自由（倫理上の問題は別として）。 |
| 根拠法等 | 租税特別措置法 62 条 | 租税特別措置法 61 条の 4 | 法人税法 34 条 |
| 法人税 | 役員「賞与」として損金不算入の上、別途 40%懲罰的課税 | 役員「賞与」として損金不算入 | 税制適格役員「給与」として損金算入 |
| 所得税 | 給与所得として課税 | 給与所得として課税 | 給与所得として課税 |
| （事例）支払先を秘匿して 1,000,000 円のレポートを払った場合 | | | |
| 法人税(税率 30%と仮定) | 700,000 | 300,000 | 0 |
| 所得税（税率 20%と仮定） | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 全ての税金 | 900,000 | 500,000 | 200,000 |

行政書士のお仕事

今年からわたなべ税理士事務所は行政書士サービスもご提供しています。そこで、最近の行政書士法の改正とともに、行政書士のお仕事の「基本」をご紹介します。

平成 26 年 6 月に行政書士法改正法案が通過し、行政書士が代理人として作成した書類について不許可、不作為（行政がなにも行動を起こさないこと）があった場合に、申請者の代理人として不服申立を行うことが可能になりました。

当職は税理士ですので、日頃かかわりのある国税専門官と比べて、地方自治体職員の専門能力は言うに及ばず、一般常識不足、コミュニケーション能力の欠如を感じる事がしばしばあります。ちなみにこれは自治体の税務担当者に限ったことではありません。

行政書士制度は、行政法及びその他の法律に素人である市民が、行政官の恣意もしくは無知により権利を歪められることがないように監視する為の法的制度です。この制度に担保されてはじめて、「行政に関する手続の円滑な実施」(行政書士法 1 条)が実現されます。行政書士の職責が単なる「市民と行政との潤滑油」、「代書屋」というだけでは、「国民の利便に資する」(行政書士法 1 条)結果を得ることが出来ないことは論を待たないでしょう。

今回の改正は超党派の議員立法で実



相続・贈与特集



関与先の関心が特に高い、相続・贈与について、今回は平成27年1月1日から施行される改正相続税法について解説します。

相続税は、死亡した人の財産を相続した時や遺言によって財産を取得した時に、相続人等が納める税金です。最近の調査では、実際に相続税を納める割合は、死亡件数の内4%程度です。意外に少ないと感じられたのではないのでしょうか。

ところが、平成27年1月1日以降相続発生からは相続税が増税されます。さまざまな予想がありますが、上記の割合は7~8%程度になると予想されます。

なぜ増税？の理由は簡単です。次の相続税の免税点（基礎控除額）が引き下げられるからです。

【現行】(5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数)

【改正後】(3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数)

仮に免税点を超えていても申告を正しく行えば特例を使って相続税がゼロになる場合もあります（小規模宅地特例、配偶者控除等）。また、相続財産の中には非課税財産もあります。気になる方はぜひ税理士にご相談ください。相続、贈与は事前対策次第で税額に大きな差が出ます。

現しました。尽力された国会議員の皆様にご敬意を表します。

当職においても、このように大きな職責を持った行政書士業務について、地方自治体の税の使われ方を監視するという目線で一層の研鑽を続ける所存です。

わたなべ税理士事務所

沖縄県名護市宮里 1-28-11

TEL:0980-43-0901

FAX:0980-43-0902

営業：9 時～19 時(水 9～12 時)

日曜祝定休

URL: tax-okinawa.com

発行：2014 年 9 月 1 日 vol.03